

■ 交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>6,341</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>698</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>3,556</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	<u>92</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	<u>42</u>
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	<u>3,467</u>
心理療法室整備加算	1 施設 当 たり	<u>28,876</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>977</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>80</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>853</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	<u>1,226</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世帯 当 たり	<u>5,547</u>
母子生活支援施設本体	1 世帯 当 たり	<u>14,482</u>
初度設備相当加算	1 世帯 当 たり	<u>104</u>
心理療法室整備加算	1 施設 当 たり	<u>32,485</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 世帯 当 たり	<u>7,961</u>
初度設備相当加算	1 世帯 当 たり	<u>90</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	<u>1,380</u>
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人 当 たり	<u>1,980</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>28</u>

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。  
2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算  
定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）  
3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。  
4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一  
人当たり）の交付基礎点数を適用する。  
5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17  
日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。  
6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得ら  
れた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
障害児入所施設 （主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人以下	都市部	109,763	
			標準	104,537	
		21人～40人	都市部	220,552	
			標準	210,050	
		41人～60人	都市部	367,588	
			標準	350,084	
		61人～80人	都市部	517,285	
			標準	492,653	
	81人～100人	都市部	665,651		
		標準	633,954		
	101人～120人	都市部	813,814		
		標準	775,061		
	121人以上	都市部	961,975		
		標準	916,167		
	訓練事業等整備加算			都市部	46,588
				標準	44,370
大規模生産設備等整備加算			都市部	153,281	
			標準	145,982	
短期入所整備加算			都市部	12,696	
			標準	12,092	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	14,744	
			標準	14,042	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	10,443	
			標準	9,946	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	6,982	
			標準	6,650	
小規模グループケア整備加算			都市部	22,526	
			標準	21,454	
避難スペース整備加算			都市部	40,444	
			標準	38,519	
障害児入所施設 （主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ）を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人以下	都市部	118,570	
			標準	112,924	
		21人～40人	都市部	238,164	
			標準	226,823	
		41人～60人	都市部	397,076	
			標準	378,168	
		61人～80人	都市部	558,651	
			標準	532,049	
81人～100人	都市部	718,896			
	標準	684,663			
101人～120人	都市部	878,935			
	標準	837,081			
121人以上	都市部	1,038,973			
	標準	989,499			

	訓練事業等整備加算	都市部	50,274
		標準	47,880
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	165,568
		標準	157,684
	短期入所整備加算	都市部	13,720
		標準	13,067
	障害児相談支援整備加算	都市部	11,262
		標準	10,726
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,545
		標準	7,186
	小規模グループケア整備加算	都市部	24,266
		標準	23,111
	避難スペース整備加算	都市部	43,720
		標準	41,639
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	30,205
		標準	28,767

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	<u>3,556</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	<u>92</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	<u>42</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>3,467</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>28,876</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	<u>977</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>80</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	<u>853</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,226</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,547</u>
児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>6,436</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>92</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>7,805</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>44,381</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,547</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,684</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>76</u>

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>109,763</u>
			標準	<u>104,537</u>
		21人 ～ 40人	都市部	<u>220,552</u>
			標準	<u>210,050</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>367,588</u>
			標準	<u>350,084</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>517,285</u>
			標準	<u>492,653</u>
		81人 ～ 100人	都市部	<u>665,651</u>
			標準	<u>633,954</u>
		101人 ～ 120人	都市部	<u>813,814</u>
			標準	<u>775,061</u>
		121人 以上	都市部	<u>961,975</u>
			標準	<u>916,167</u>
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>46,588</u>
			標準	<u>44,370</u>
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	<u>153,281</u>
			標準	<u>145,982</u>
	短期入所整備加算		都市部	<u>12,696</u>
			標準	<u>12,092</u>
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>14,744</u>	
		標準	<u>14,042</u>	
障害児相談支援整備加算		都市部	<u>10,443</u>	
		標準	<u>9,946</u>	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	<u>6,982</u>	
		標準	<u>6,650</u>	
小規模グループケア整備加算		都市部	<u>22,525</u>	
		標準	<u>21,453</u>	
避難スペース整備加算		都市部	<u>40,444</u>	
		標準	<u>38,519</u>	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	<u>10,551</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,492</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	<u>772</u>
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	<u>1,544</u>
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	<u>2,316</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>28,587</u>
助産施設本体	1人当たり	<u>5,580</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>614</u>
乳児院本体	1人当たり	<u>3,520</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	<u>91</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	<u>42</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>3,432</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>28,587</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	<u>968</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>79</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	<u>844</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,214</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,492</u>
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	<u>12,744</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>91</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>28,587</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	<u>7,006</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>79</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,214</u>
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	<u>1,742</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>24</u>

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>35,107</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,777</u>
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1施設当たり	<u>7,440</u>
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>26,890</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,777</u>
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1施設当たり	<u>7,440</u>
児童センター (336,6㎡以上)	1施設当たり	<u>52,888</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,777</u>
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1施設当たり	<u>7,440</u>
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>70,564</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>5,027</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>6,222</u>
児童養護施設本体	1人当たり	<u>5,386</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>8,361</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>28,587</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>1,971</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>79</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,214</u>
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>316</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,492</u>
児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>6,372</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>7,727</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>43,937</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,492</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,658</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>75</u>

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	<u>7,569</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>8,907</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>28,587</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,492</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,658</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>75</u>
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	<u>7,657</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
児童自立生活援助事業所	1人当たり	<u>6,988</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	<u>14,188</u>
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	<u>14,188</u>
一時預かり事業所	1施設当たり	<u>14,188</u>
子育て短期支援事業所	1人当たり	<u>7,657</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	<u>12,186</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>79</u>
居室等整備加算	1世帯当たり	<u>7,006</u>
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	<u>12,186</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>79</u>
居室等整備加算	1世帯当たり	<u>7,006</u>
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	<u>14,188</u>
こども家庭センター	1施設当たり	<u>12,186</u>
利用者支援事業所	1施設当たり	<u>14,188</u>
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	<u>7,006</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>79</u>

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>219,545</u>
			標準	<u>209,091</u>
		41人～60人	都市部	<u>365,710</u>
			標準	<u>348,296</u>
		61人～80人	都市部	<u>514,521</u>
			標準	<u>490,020</u>
		81人～100人	都市部	<u>661,966</u>
			標準	<u>630,444</u>
		101人～120人	都市部	<u>809,581</u>
			標準	<u>771,030</u>
		121人以上	都市部	<u>956,855</u>
			標準	<u>911,291</u>
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>46,246</u>
			標準	<u>44,044</u>
短期入所整備加算		都市部	<u>10,494</u>	
		標準	<u>9,995</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>14,504</u>	
		標準	<u>13,814</u>	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>121,590</u>
			標準	<u>115,800</u>
		41人～60人	都市部	<u>202,479</u>
			標準	<u>192,838</u>
		61人～80人	都市部	<u>284,564</u>
			標準	<u>271,014</u>
		81人～100人	都市部	<u>366,819</u>
			標準	<u>349,352</u>
		101人～120人	都市部	<u>447,880</u>
			標準	<u>426,553</u>
		121人以上	都市部	<u>529,965</u>
			標準	<u>504,729</u>
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>46,161</u>
			標準	<u>43,963</u>
短期入所整備加算		都市部	<u>12,628</u>	
		標準	<u>12,027</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>14,504</u>	
		標準	<u>13,814</u>	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。  
 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■ 公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>90,544</u>
			標準	<u>86,233</u>
		21人 ～ 40人	都市部	<u>181,970</u>
			標準	<u>173,305</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>303,312</u>
			標準	<u>288,869</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>426,767</u>
			標準	<u>406,445</u>
		81人 ～ 100人	都市部	<u>549,165</u>
			標準	<u>523,015</u>
		101人 ～ 120人	都市部	<u>671,388</u>
			標準	<u>639,418</u>
		121人 以上	都市部	<u>793,700</u>
			標準	<u>755,905</u>
	訓練事業等整備加算	都市部	<u>38,364</u>	
		標準	<u>36,538</u>	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	<u>126,446</u>	
		標準	<u>120,425</u>	
	短期入所整備加算	都市部	<u>10,470</u>	
		標準	<u>9,972</u>	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>12,142</u>		
	標準	<u>11,564</u>		
障害児相談支援整備加算	都市部	<u>8,658</u>		
	標準	<u>8,246</u>		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	<u>5,763</u>		
	標準	<u>5,489</u>		
小規模グループケア整備加算	都市部	<u>18,566</u>		
	標準	<u>17,682</u>		
避難スペース整備加算	都市部	<u>33,437</u>		
	標準	<u>31,845</u>		

児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>49,803</u>
			標準	<u>47,432</u>
		21人 ~ 40人	都市部	<u>100,311</u>
			標準	<u>95,535</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>167,539</u>
			標準	<u>159,561</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>235,381</u>
			標準	<u>224,173</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>303,312</u>
			標準	<u>288,869</u>
		101人 ~ 120人	都市部	<u>370,276</u>
			標準	<u>352,644</u>
		121人 以上	都市部	<u>438,294</u>
			標準	<u>417,423</u>
	訓練事業等整備加算	都市部	<u>38,364</u>	
		標準	<u>36,538</u>	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	<u>126,446</u>	
		標準	<u>120,425</u>	
	短期入所整備加算	都市部	<u>10,470</u>	
		標準	<u>9,972</u>	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>12,142</u>		
	標準	<u>11,564</u>		
障害児相談支援整備加算	都市部	<u>8,658</u>		
	標準	<u>8,246</u>		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	<u>5,763</u>		
	標準	<u>5,489</u>		
避難スペース整備加算	都市部	<u>33,437</u>		
	標準	<u>31,845</u>		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数

	単 位	標 準	沖 縄 振 興 計 画 事 業 場 所 基 礎 点 数	地 震 策 略 緊 急 計 画 事 業 場 所 基 礎 点 数	津 波 避 難 計 画 事 業 場 所 基 礎 点 数	交 付 要 綱 8 (1) に 該 当 す る 事 業 の 場 合	交 付 要 綱 8 (2) に 該 当 す る 事 業 の 場 合	公 害 防 止 対 策 事 業 と し て 行 う 場 合	交 付 要 綱 8 (3) に 該 当 す る 事 業 の 場 合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	135	-	-	178	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	219	328	-	289	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	127	169	169	168	169	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	467	700	-	616	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	931	-	-	1,845	-	-	-	1,397
児童センター	1施設当たり	1,403	-	-	2,778	-	-	-	2,104
大型児童センター	1施設当たり	1,875	-	-	3,713	-	-	-	2,813
児童養護施設	1人当たり	197	-	-	261	263	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	226	-	302	299	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	285	-	-	376	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	665	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	665	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	119	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	499	-	-	658	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	444	-	-	586	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
児童有成支援拠点事業所	1世帯当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	467	-	-	616	-	622	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	9,832	19,990 17,552	13,164	13,083	-	-	10,810	-
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	10,323	20,989 18,429	13,822	13,737	-	-	11,350	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	4,940	17,552	6,582	6,338	-	-	5,430	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	5,187	18,429	6,911	6,654	-	-	5,701	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。  
 4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づいて行う場合	地震対策緊急計画に基づく事業の場合	津波避難緊急計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	245	-	-	323	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	412	618	-	543	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	228	342	304	301	304	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	852	1,278	-	1,124	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	1,397	-	-	2,767	-	-	-	2,194
児童センター	1施設当たり	2,105	-	-	4,169	-	-	-	3,307
大型児童センター	1施設当たり	2,812	-	-	5,568	-	-	-	4,417
児童養護施設	1人当たり	354	-	-	468	472	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	429	-	572	566	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	505	-	-	667	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,188	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	1,188	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	220	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	2,089	-	-	2,758	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,855	-	-	2,448	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	2,089	-	-	2,758	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	852	-	-	1,124	-	1,136	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	18,040	25,939 23,989	23,989	23,891	-	-	19,777	-
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	18,942	27,235 25,188	25,188	25,085	-	-	20,765	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	8,613	11,506	11,506	11,376	-	-	9,469	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	9,043	12,081	12,081	11,944	-	-	9,942	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨)  
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。  
4 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標 準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	<u>42,794</u>	-
児童心理治療施設	-	<u>57,063</u>

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設以外）	<u>16,576</u>	<u>22,097</u>
初度設備相当加算	<u>901</u>	<u>2,356</u>
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設）	<u>7,481</u>	/

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（成事第435号令和5年8月22日）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	（児童厚生施設以外を整備する場合）	（児童厚生施設を整備する場合）
本体点数	<u>22,097</u>	<u>14,736</u>
初度設備相当加算	<u>3,934</u>	<u>2,620</u>

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

		スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1㎡当たり)	乳児院	<u>12</u>
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	<u>2,127</u>
	障害児入所施設	<u>17</u>
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	<u>2,511</u>
	障害児入所施設 (延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)	<u>33</u>
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	<u>2,511</u>
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設 児童厚生施設	<u>8</u> 5

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

		屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)
基準点数	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	<u>3,449</u>
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	<u>178</u>
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	<u>266</u>
	屋内消火栓設備 (障害児施設等)	
	基本点数	<u>407</u>
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	<u>210</u>
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	<u>315</u>

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

		自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1施設あたり)	<u>137</u>	

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急計画、地震防災緊急計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
標準 (児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	10,628	-	-	-	-	-	-
児童厚生施設	7,054	-	-	13,968	-	-	11,079
児童育成支援拠点事業所	10,241	-	-	13,519	-	-	-
子育て支援のための拠点施設	10,241	-	-	13,519	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	10,241	-	-	13,519	-	-	-
一時預かり事業所	10,241	-	-	13,519	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	10,241	-	-	13,519	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	10,241	-	-	13,519	-	-	-
こども家庭センター	10,241	-	-	13,519	-	-	-
利用者支援事業所	10,241	-	-	13,519	-	-	-
乳児院	-	14,171	-	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	15,942	-	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	14,171	-	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て短期支援事業所、産後ケア事業を行う施設、	-	-	-	14,029	-	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	14,171	-	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	14,171	-
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	10,320	-	-	-	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■ 定期借地権設定のための一時金加算

	単価（1施設あたり）
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別添1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）

別表 3

算 定 基 準  
( そ の 他 施 設 )

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。</p> <p>こども家庭庁長官が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 こども家庭庁長官が必要と認めた点数</p> <p>ブロック こども家庭庁長官が必要と認めた点数</p> <p>木造 こども家庭庁長官が必要と認めた点数</p>	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	別表 1 - 4 のとおり
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	こども家庭庁長官が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

## 別表 4

## 算 定 基 準

(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数とする。	<p>(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>(2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費</p>	別表 1 - 4 のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 5

## 算 定 基 準

(耐震化等整備事業)

増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合            (ア) 別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。            (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。            (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。            (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1 世帯当たり交付基礎点数を適用する場合            (ア) 別表 6 に掲げる 1 世帯当たり交付基礎点数に定員 (世帯) を乗じて得たものを基準とする。            (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる 1 世帯当たり交付基礎点数に定員 (世帯) を乗じて得たものを基準とする。</p>	<p>施設の整備 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生 (支) 局長が必要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費 (7 に定める費用を除く。) 及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き (以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む (以下同じ。))。</p>	別表 1 - 4 のとおり

		<p>ウ 一部改築</p> <p>「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）により算出されたものを基準とする。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</p>		
	<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>別表6に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	9,092
助産施設本体	1 人 当 たり	5,961
乳児院本体	1 人 当 たり	4,894
母子生活支援施設本体	1 世帯 当 たり	14,936
児童養護施設本体	1 人 当 たり	6,121
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	7,908
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,733
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	8,668
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,733

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	8,941
乳児院本体	1 人 当 たり	6,525
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	22,404

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	6,525
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	11,557
通所部門整備加算	1 人 当 たり	3,645

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

耐震化等整備事業

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>219,630</u>
			標準	<u>209,172</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>365,795</u>
			標準	<u>348,377</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>514,606</u>
			標準	<u>490,101</u>
	81人 ~ 100人	都市部	<u>661,966</u>	
		標準	<u>630,444</u>	
	101人 ~ 120人	都市部	<u>809,666</u>	
		標準	<u>771,111</u>	
	121人 ~	都市部	<u>956,940</u>	
		標準	<u>911,372</u>	
	訓練事業等整備加算	都市部	<u>46,332</u>	
		標準	<u>44,126</u>	
短期入所整備加算	都市部	<u>10,494</u>		
	標準	<u>9,995</u>		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>14,504</u>		
	標準	<u>13,814</u>		

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>292,841</u>
			標準	<u>278,897</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>487,796</u>
			標準	<u>464,568</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>686,129</u>
			標準	<u>653,457</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>882,621</u>
			標準	<u>840,592</u>
		101人 ~ 120人	都市部	<u>1,079,623</u>
			標準	<u>1,028,213</u>
		121人 以上	都市部	<u>1,275,909</u>
			標準	<u>1,215,152</u>
	訓練事業等整備加算	都市部	<u>61,843</u>	
		標準	<u>58,899</u>	
短期入所整備加算	都市部	<u>13,925</u>		
	標準	<u>13,262</u>		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>19,351</u>		
	標準	<u>18,430</u>		

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>292,841</u>	
			標準	<u>278,897</u>	
		41人 ~ 60人	都市部	<u>487,796</u>	
			標準	<u>464,568</u>	
		61人 ~ 80人	都市部	<u>686,129</u>	
			標準	<u>653,457</u>	
		81人 ~ 100人	都市部	<u>882,621</u>	
			標準	<u>840,592</u>	
		101人 ~ 120人	都市部	<u>1,079,623</u>	
			標準	<u>1,028,213</u>	
		121人 ~	都市部	<u>1,275,909</u>	
			標準	<u>1,215,152</u>	
		訓練事業等整備加算		都市部	<u>61,843</u>
				標準	<u>58,899</u>
短期入所整備加算		都市部	<u>13,925</u>		
		標準	<u>13,262</u>		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>19,351</u>		
		標準	<u>18,430</u>		

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(成事第432号令和5年8月22日)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

■公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>241,540</u>
			標準	<u>230,039</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>402,393</u>
			標準	<u>383,232</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>566,061</u>
			標準	<u>539,106</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>728,232</u>
			標準	<u>693,555</u>
		101人 ~ 120人	都市部	<u>890,668</u>
			標準	<u>848,256</u>
		121人 以上	都市部	<u>1,052,664</u>
			標準	<u>1,002,538</u>
		訓練事業等整備加算	都市部	<u>51,035</u>
			標準	<u>48,605</u>
	短期入所整備加算	都市部	<u>11,526</u>	
		標準	<u>10,978</u>	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>15,926</u>		
	標準	<u>15,168</u>		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	備防年事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	177	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	290	436	-	-	-
乳児院	1人当たり	170	227	227	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	621	932	-	-	-
児童養護施設	1人当たり	260	-	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	298	-	398	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	372	-	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	13,164	19,990	17,552	14,414	
			17,552			
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	13,822	20,989	18,429	15,134	
			18,429			
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	備防年事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	318	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	538	808	-	-	-
乳児院	1人当たり	298	398	398	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,124	1,686	-	-	-
児童養護施設	1人当たり	470	-	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	560	-	746	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	668	-	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	23,972	36,568	31,985	26,398	
			31,985			
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	25,170	38,396	33,584	27,717	
			33,584			
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

別紙 1  
様式 1-1

第 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長  
児童相談所設置市の長  
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付  
申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて  
申請する。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| 1 申請額       | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 2 整備計画概要    | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 3 防犯対策強化計画書 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-3） |
| 4 申請額算出内訳   | 別紙のとおり（別紙1 様式1-5） |

（添付書類）

- ・ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書  
（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」  
の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。



### 3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

#### 4. 管内における現在の状況と今後の推移について

##### (1) 児童相談所一時保護施設の状況について（施設ごとに記載すること）

一般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、相談事業の処理件数（過去3年分）、職員の配置状況（過去3年分）、一時保護施設の入所率などの利用状況を必ず添付すること。

##### (2) 児童入所等施設等の状況について（施設ごとに記載すること）

一般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、児童入所等施設の整備を行う場合については、様式1-4についても作成されたい。

##### (3) 子育て支援のための拠点施設の状況について（施設ごとに記載すること）

一般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

#### 5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について特記すべき事項がある場合は、詳細に記載すること。（施設ごとに記載すること）

※ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第5条及び第6条に規定する耐震改修促進計画や「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画等、耐震化整備に係る計画を策定している場合には、当該計画を添付すること。

## 様式1-2 記入要領

通常整備事業分（耐震化等整備事業以外の整備）、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲み、別葉に作成すること。

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

### 1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等及び障害児施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～(元号) 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：令和5年6月15日こ成事第331号こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

### 2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。

※必要に応じ、資料を添付すること。

### 3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

策定された行動計画との関連性、ソフト事業等との関連性などについて記入すること。

また、翌年度以降の整備計画などがあれば記入し、将来的な展望等も記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

### 4. 管内における現在の状況と今後の推移について

現在の管内の状況と整備計画を踏まえた今後の推移などについて記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

### 5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う場合は、必ず現在の状況及び整備の必要性について記入すること。

また、地域計画や建物を取り巻く環境など、協議施設との関係で、特殊事情等があり、特記すべき事項がある場合にはあわせて記入すること。



### 様式1-3 記入要領（防犯対策強化に係る整備を実施する場合に記入すること。）

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も合わせて記入すること。

#### 1. 防犯計画の概要

整備予定の児童福祉施設等及び障害児施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：「防犯対策強化」と記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

#### 2. 防犯対策強化に係る整備の概要

※防犯対策の強化に係る整備について、都道府県、市区町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、整備による効果等を具体的に記入すること）

別紙1

様式 1-4 児童入所等施設を整備する場合

都道府県・市区町村名:

部(局)課名: \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_

担当者: \_\_\_\_\_ 連絡先: \_\_\_\_\_

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

(単位:人、%)

施設種別	(元号) 年度 *3年度前の年度			(元号) 年度 *2年度前の年度			(元号) 年度 (月末現在) *前年度			(元号) 年度 *本年度
	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定)
乳児院(※1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
母子生活支援施設	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
児童養護施設(※1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
児童心理治療施設(※1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
児童自立支援施設(※1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(注)定員(暫定)、現員、入所率については、年間平均入所率を記入すること。ただし、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 里親等委託率(1の表中(※1)の施設を整備を行う場合)

(単位:%)

(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度
( )	( )	(月 日 現在)

【里親等委託率算出方法】

里親等委託率(%) = ((里親委託児童数 + ファミリーホーム委託児童数) / (児童養護施設入所児童数 + 乳児院入所児童数 + 里親委託児童数 + ファミリーホーム委託児童数)) × 100

過去3か年度分の里親等委託率を記入すること。

なお、3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末日現在、前年度については、数値の確定している範囲で記入すること。

3 その他の状況

	(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	備考
人口(人) (※1)	( )	( )	( )	
児童数(人) (※1)	( )	( )	( )	
虐待相談件数(件) (※2)	( )	( )	( )	
非行相談件数(件) (※2)	( )	( )	( )	
母子家庭世帯数(世帯) (※1)(※3)	( )	( )	( )	

(注)過去3か年度分の状況を記入すること。

※1 調査時点については、各年度とも同一月日とすること。また、備考欄に調査時点(月日)を記入すること

※2 3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末現在の数値を記入すること。前年度については、見込を記入すること。

※3 母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金申請額内訳

都道府県・市区町村名

設置主体	施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B(≦A)円	寄付金その他 の収入額等 C 円	差引額 D(=A-C)円	選定額 E 円	交付基礎点数表				豪雪地 域等加算 I(=H×8%) 点	による算定額 算定額 合計 J(=H+I)×1,000 円	交付金 基本額 K 円	交付金 所要額 L 円	都道府県 負担額 M 円	市区町村 負担額 N 円
							交付 定員 F	基礎点数 G 点	基準点数 H(=F×G) 点	算定額 点						
自治体																
	小計															
自治体以外																
	小計															
	計															

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
(2) 交付金算定方法が交付要綱8によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て)をJ欄に記入すること。  
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。  
(4) C欄には、移行時特別積立金を含めること。  
(5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。  
(6) E欄及びJ欄～K欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
(7) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。  
(8) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。(ただし、千円未満は切捨て)

別紙 2  
様式 1-1

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長  
児童相談所設置市  
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業  
実績報告について

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度  
次世代育成支援対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類  
を添えて報告する。

- |  |                   |
|--|-------------------|
| 1 精 算 額                                      | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 2 整備計画実績の概要                                  | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 3 防犯対策強化計画実績の概要                              | 別紙のとおり（別紙2 様式1-3） |
| 4 精算額算出内訳                                    | 別紙のとおり（別紙2 様式1-4） |
| 5 事業実績報告書                                    | 別紙のとおり（別紙2 様式1-5） |
| 6 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書<br>（見込書）抄本 |                   |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に  
「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備計画実績の概要

(通常整備事業分、耐震化等整備事業分)

都道府県・市区町村名 \_\_\_\_\_

1. 整備計画実績の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の総事業費	交付金精算額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合 計								/

(注) 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

2. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

3. 今後の整備計画について

### 防犯対策強化整備計画実績の概要

都道府県・市区町村名 \_\_\_\_\_

#### 1. 防犯計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額（実績額）	交付金精算額
合 計						

#### 2. 防犯計画と実績との比較及び進捗状況

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金精算額内訳

都道府県・市町村名

設置主体	施設種別	設置者の	対象経費の	寄付金その	差引額	選定額	交付基礎点数表による算定額				交付金	交付金	交付金	交付金	差引過	都道府県	市町村	
		総事業費	実支出	他の			交付基礎	基準	豪雪地	算定額								交付金
		A 円	B(≤A) 円	C 円	D(=A-C) 円	E 円	F 点	G 点	H(=F×G) 点	I(=H×8%) 点	J(=H+I)×1,000 円	K 円	L 円	M 円	N 円	O(=N-L) 円	P 円	Q 円
自治体																		
	小計																	
自治体以外																		
	小計																	

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 交付金算定方法が交付要綱8によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をI欄に記入すること。  
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。  
 (4) C欄には、移行時特別積立金を含めること。  
 (5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。  
 (6) E欄及びJ欄～K欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (7) K欄は、E欄の額とI欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。  
 (8) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。(ただし、千円未満は切捨て)

事業実績報告書

1 交付金における実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 当該交付金による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（（元号）〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	特殊附帯工事費	_____円
オ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮設施設整備工事費）	_____円
カ	その他の工事費	_____円
キ	地域交流スペース	_____円
ク	合計	_____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - (ア) 着工年月日
  - (イ) 完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
  - (ア) 工事期間
  - (イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写  
直営の場合は、支払領収書の写  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮設施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写  
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙1－6）

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
児童相談所設置市長  
市区町村長

社会福祉法人〇〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

施工業者  
株式会社 △△△建設  
代表取締役 △△△△

### 工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	(元号) 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円

別紙 3

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金調書

(元号) 年度 こども家庭庁所管

(都道府県・市区町村名)

国		地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額 円	歳入			歳出								
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち交付金 相当額 円	支出済額 円	うち交付金 相当額 円	翌年度 繰越額 円	うち交付金 相当額 円		
(項) 児童福祉施設等整備費													
(目) 次世代育成支援対策施設整備交付金													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。



別紙 5

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金による施設の工事進捗状況報告

施設種類 \_\_\_\_\_

(都道府県・市区町村名) \_\_\_\_\_

施設名	設置主体	創設、拡張等の別	交付金額 A 円	12月末日の出来高 B %	3月末日までの出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備考
合計								

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長  
児童相談所設置市の長  
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の年度終了実績  
報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年  
法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。



番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長  
児童相談所設置市の長  
市町村長

（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。